

報道各位

新潟市環境対策課
新潟市保健所環境衛生課

中央区東堀前通7番町地内における土壌・地下水汚染について（お知らせ）

中央区東堀前通7番町地内の事業場敷地内で実施した土壌の自主調査の結果、有害物質であるベンゼンが基準値を超えて検出された旨、令和4年10月19日付けで新潟市環境対策課に届出がありました。

調査結果の概要及び対応は次のとおりです。

記

1 概要

- 調査地点：新潟市中央区東堀前通7番町地内
- 報告日：令和4年10月19日
- 基準値超過状況（物質名：ベンゼン）

調査項目	調査結果	基準値
土壌溶出量	0.040 mg/L	0.01 mg/L 以下
地下水	0.13 mg/L	0.01 mg/L 以下

2 対応

- 周辺井戸の設置状況を調査し、井戸が確認できた場合は地下水調査を実施します。
- 周辺住民の方には、水道水等を利用するよう指導します。
- 今後、事業者が浄化対策を実施する予定です。

（参考）

- 土壌溶出量基準
地下水等経由の摂取リスク（土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にするによるリスク）を考慮した基準。
- ベンゼン
 - 健康への影響：発ガン性があり、白血球及びリンパ球を減少させるといわれている。
 - 用途：合成樹脂、染料、農薬、消毒剤の原料等。ガソリン等にも含まれている。